

産休・育休、退職等による欠員発生時の取扱いについて

【釧路市地域包括支援センター運営事業実施要綱】

(職員体制等)

第7条

6 職員が産休・育休、退職等で欠員となった場合には、速やかに欠員の解消に努めること。

尚、欠員解消が困難な場合には、指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の増員や法人内指定居宅介護支援事業所等への介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント委託件数の増加等により対処することとする。

釧路市地域包括支援センターにおいて、委託料は包括的支援事業を委託するため、人件費としてではなく、委託料として支払われるが、委託料は「人件費補助」という性格ではなく、人件費、物件費等さまざまな要素を含めた「事業実施に必要な経費」を予算上適正に見込み、算定している。

サービスの継続性と質の確保を図ることを目的とし、職員が産休・育休、退職等で欠員となった場合には、以下の取扱いとする。

(案)

- ・欠員発生時は速やかに代替の配置が必要。
- ・3職種（保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等）の配置は必須。